

5 重要業績指標（KPI）

指標名（抜粋）	基準値	目標値	関係する推進方針
市有施設の耐震化率	94.7%（H28年）	100%	1-1
特定空家等の改善件数	43棟	70棟	1-1
自主防災組織の訓練等防災活動の件数			
地域単位	6地域（R元年度）	10地域	1-3、2-3、4-2、9-1
自治会単位	183地区（R元年度）	195地区	1-3、2-3、4-2、9-1
ため池改修・廃止事業着手箇所数	—	18箇所	1-4、7-2
水道管路の耐震化率	29.1%	34.0%	2-2、6-2
電気自動車の導入	3台	10台	2-7
市庁舎における非常用電源の稼働可能時間	8時間	72時間	3-1
通信施設の通信訓練の回数	2～3回／年	4回／年	4-1
三木安全安心ネットの登録者数	7,729人	8,000人	4-2、7-2
市内事業者への事業継続力強化計画（BCP）策定支援件数	5件／年	22件／年	5-1
農地中間管理機構への預け入れ農地面積	135ha	270ha	5-4
山腹崩壊危険箇所のパトロール	年1回	維持	7-3
事業者団体との災害時の廃棄物処理に関する応援協定の締結数	1件	3件	8-1

※基準値・目標値の年次は、特に記載がない場合、基準値は令和2年時点、目標値は令和7年度末時点の数字

6 計画の推進

◆ 計画の推進

本計画に位置づけた取組は、「三木市地域防災計画」と一体となって推進するとともに、「三木市総合計画」や各分野別計画等と連携しながら、総合的に取り組んでいきます。

◆ 推進体制

本市の各部局を中心に、国や県、近隣市町をはじめ、市民・議会・企業・団体・行政の全ての人々による「チーム三木」で推進していきます。

◆ 計画の進行管理

PDCAサイクルに基づき、年に1回施策の進捗状況を確認し、次年度の施策の実施に向けた改善・見直しを行います。

また、自然災害の発生状況、法律改正、上位・関連計画の改定状況等を踏まえながら検証・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。



三木市 総合政策部 危機管理課
〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話：0794-82-2000（代表）

詳しくは、三木市国土強靱化地域計画の本編をご覧ください。
<https://www.city.miki.lg.jp/>

令和3年3月策定

三木市国土強靱化地域計画

概要版

1 計画の策定趣旨・位置づけ

◆ 国土強靱化とは

どのような大規模自然災害等が起ころうとも、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならないようする「強さ」と、受けた被害から迅速に回復する「しなやかさ」を備えた地域を作り上げることが重要です。

◆ 計画の策定趣旨

平成7年1月の阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災等の地震災害をはじめとする自然災害の経験や教訓を踏まえ、平成25年12月に「国土強靱化基本法」が公布・施行されました。

これを受けて、平成26年6月、国において「国土強靱化基本計画」が策定（平成26年度策定、平成30年度改定）されています。また、兵庫県でも「兵庫県国土強靱化計画」を策定（平成28年度策定、令和元年度改定）されています。

これらの国・県の動向を受けて、本市が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、強くしなやかなまちづくりに総合的かつ計画的に取り組むため、「三木市国土強靱化地域計画」を策定します。

◆ 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく計画です。

国の「国土強靱化基本計画」や県の「兵庫県国土強靱化計画」と調和を保ちつつ、本市の最上位計画となる「三木市総合計画」との整合を図りながら、「三木市地域防災計画」をはじめとする各分野別計画の指針とするものです。

2 計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を基本とします。

3 基本目標

本計画の基本目標は、国・県の基本目標との調和を図り、次の4つを掲げます。

1. 人命の保護を最大限図ること
2. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
4. 迅速に復旧復興すること

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	主な施策の推進方針（抜粋）	重点施策（抜粋）
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> 住宅、建築物、交通施設の耐震化 空き家対策の推進 密集市街地の改善 河川保全施設の整備 土砂災害対策 ため池対策 等	<ul style="list-style-type: none"> 「三木市公共施設再配置計画」に基づく、市有建築物の計画的な廃止 社会的影響の大きな橋梁の耐震化 「三木市耐震改修促進計画」の策定（改定） 河川及び主要排水路の維持管理計画の策定 等
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		
	1-3 河川洪水や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水		
	1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生		
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 物資の供給・支援者の移動ルート途絶	<ul style="list-style-type: none"> 広域道路交通機能、地域道路交通機能の強化 食料、飲料水の供給確保 上下水道施設の耐震化 消防・救急体制の強化 帰宅困難者対策の推進 救急・医療体制の充実 被災地における疫病・感染症に係る体制の構築 緊急避難場所・避難所の開設・運営 避難所の質の向上 等	<ul style="list-style-type: none"> 「みきインフラ・メンテナンス計画」に基づく、市管理道路や橋梁の点検や修繕等の実施 水道施設の更新・耐震化の推進 消防団への入団促進 帰宅困難者の既存避難所での受入れ検討 医療施設での自家発電施設の普及促進 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営に向けた職員研修の実施 等
	2-2 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		
	2-3 消防・救急等の被災等による救急・救助活動等における消防力の絶対的不足		
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者や高速道路閉塞時の避難困難乗員等の発生、混乱		
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、院内感染の発生、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
	2-6 被災地及び医療施設、要配慮者利用施設等における疫病・感染症等の大規模発生		
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> 市庁舎等の防災機能の強化、業務継続体制の確保 市域を越えた連携強化 等	<ul style="list-style-type: none"> 非常用電源の燃料確保に向けた、事業者との協定の締結 等
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	<ul style="list-style-type: none"> 防災拠点における情報通信設備等の確保 防災情報共有システムの適切な管理、訓練 地域の防災組織の災害対応力強化 等	<ul style="list-style-type: none"> 「Jアラート自動起動装置の整備 防災緊急通知システムへの加入促進 等
	4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止等による企業活動の低下	<ul style="list-style-type: none"> 市内事業所への事業継続力強化計画（BCP）策定の推進 工場・事業所等における消防防災体制の充実強化 広域道路交通機能、地域道路交通機能の強化 鉄道機能の強化 農林業に係る生産基盤等の強化 等	<ul style="list-style-type: none"> 三木商工会議所、吉川町商工会、中小企業サポートセンターが連携した策定支援 農地集約化の推進 多面的機能支払制度を用いた維持管理共同化の推進 等
	5-2 金物産業等の重要な産業施設の損壊、火災、爆発等		
	5-3 山陽自動車道の分断等、内陸の基幹・地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響		
	5-4 食料等の安定供給の停滞		
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力やガス等の長期にわたるエネルギー供給の停止	<ul style="list-style-type: none"> ライフライン事業者の防災対策と早期復旧に向けた連携強化 多様な電力等の導入促進 上下水道施設の耐震化 等	<ul style="list-style-type: none"> ライフライン事業者と合同による防災訓練の実施 吉川浄化センターの耐水化対策の実施 等
	6-2 上水道の長期にわたる供給停止		
	6-3 下水道施設の長期にわたる機能停止		
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞や交通麻痺	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 ため池の計画的な定期点検と適切な日常管理の整備 農地・農業水利施設等の保全管理 森林の保全管理 等	<ul style="list-style-type: none"> ため池改修・廃止事業の推進 多面的機能支払制度を用いた維持管理共同化の推進 等
	7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生		
	7-3 農地・森林等の被害による市土の荒廃		
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理 文化財の耐震性の向上 等	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の仮置場として必要な面積の確保 「重要文化財建造物及びその周辺地域の総合防災対策のあり方」に基づく対策の検討 等
	8-2 貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失		
9. 独自シナリオ	9-1 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の遅れ	<ul style="list-style-type: none"> 地域の防災・復興人材の育成 災害ボランティア活動支援体制の整備 等	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織育成研修会の開催 防災訓練の実施 等